

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月九日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越北環状線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市今成四丁目二六番二八地 先から同市今成四丁目二二番一 九地先まで		区 間
二二・九〇～ 三九・二六	二八・九二～ 四五・二五	敷地の幅員 (メートル)
一〇二・七一		延長 (メートル)
旧道の一部は、川越市に引き継ぐ。		備 考